

真弓南自治会員各位

緊急お知らせ

真弓南自治会員様宅へ 下記の内容のハガキが届いたと連絡がありました。
とりあえずご本人様には班長を通じて警察に連絡するようお願いしましたが、
被害が出てからでは遅いですので、皆様に於かれましても充分ご注意の程
宜しくお願い致します。

平成 29 年 11 月 8 日

真弓南自治会会長 井上圭司

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約
会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟
として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番
号(わ)315 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ
せていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全
面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及
び、動産、不動産物の差し押さを強制的に履行させていた
だきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承
諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜
わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご
本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月07日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6741-7609
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)